ID:　282

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地に係る工作物等の撤去及び復旧命令
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第18条
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（工作物等の撤去及び復旧）

第18条　市長は、許可を受けないで一般墓地を使用した者に対し、工作物及び施設の撤去又は復旧を命ずることができる。この場合において、撤去又は復旧を行わないときは、市長においてこれを施行し、その経費を賠償させる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日